

# 「令和8年度版すこやかサポートブック」

## 広告募集案内

寝屋川市では毎年、健康に関する情報冊子「すこやかサポートブック」を作成しています。

「すこやかサポートブック」では下記のとおり有料広告を募集します。

つきましては募集内容を御確認いただき、御検討いただきますようお願ひいたします。

### 募集内容

- ◆広告枠: 縦4.5cm×横9cm、文字、罫線等の色2色
- ◆募集数: 10枠(申込みが多数の場合は抽選、掲載枠数は応相談)
- ◆掲載位置: 原則、すこやかサポートブックの中段又は下段  
掲載ページについては応相談  
(誌面の都合上、御希望に沿えない場合があります。)
- ◆広告掲載料: 1枠あたり3万円

- ◎ 募集期間中(12月1日～1月30日)に、広告掲載申込書(市ホームページからダウンロード也可)に必要事項を記入し、広告の原稿を添えて健康づくり推進課に直接持参いただき、電子メールで申し込んでください。
  - ◎ 広告掲載の可否は「寝屋川市広告掲載要綱」「寝屋川市広告掲載基準」「寝屋川市すこやかサポートブック広告掲載実施要領」に基づき決定します。
  - ◎ 可否決定後、申込者に対して広告掲載決定通知書又は非掲載決定通知書を送付します。
- ※ 寝屋川市広告掲載要綱の抜粋を裏面に掲載しています。全文は市ホームページ「健康づくり推進課」-「すこやかサポートブック」に掲載しているほか、健康づくり推進課でも閲覧できます。

#### 【申込み・問合せ先】

寝屋川市健康部健康づくり推進課

〒572-8533 寝屋川市池田西町28番22号 市立保健福祉センター1階

TEL:072-812-2372 FAX:072-812-2116

E-mail:[kenkou@city.neyagawa.osaka.jp](mailto:kenkou@city.neyagawa.osaka.jp)

## 【参考】「寝屋川市広告掲載要綱」

### (基本的な考え方)

第3条 広告媒体に掲載する広告は、社会的に信頼度が高く、公序良俗や市民福祉の理念に沿うもので市民に不利益を与えないものでなければならず、広告の内容及び表現は、それにふさわしい信用性と信頼性を有するものであることを要する。

### (広告掲載の基準)

第4条 次の各号のいずれかに該当する広告は、掲載しない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公の秩序又は善良の風俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 公共性、中立性及び市の品位を損なうもの又はそのおそれがあるもの
- (4) 第三者の権利を侵害するもの又はそのおそれがあるもの
- (5) 政治活動、宗教活動、意見広告又は営業行為に該当しない個人の宣伝に係るもの
- (6) 人権侵害となるもの又はそのおそれがあるもの
- (7) 美観風致を害するおそれがあるもの
- (8) 公衆に不快の念を与えるおそれがあるもの
- (9) 市が進める施策・計画を阻害するおそれがあるもの
- (10) 市が推奨しているかのような誤解を与えるおそれがあるもの
- (11) 前各号に掲げるもののほか、広告媒体に掲載する広告として適当でないと認められるもの

### ◎広告掲載検討委員会について

要綱第11条に基づき、決定を行うにあたり疑義が生じた場合は、広告掲載検討委員会を設置します。

### ◎広告掲載料の納付について

要綱第16条に基づき、広告掲載料は期日までに一括で前納いただくようお願いします。

### ◎広告掲載者の責任について

#### (広告掲載者の責任等)

第17条 担当部長は、広告掲載者に対しては、次の各号に掲げる事項を遵守するよう求めるものとする。

- (1) 法令を遵守し、法令に反する行為又はそのおそれのある行為をしないこと。
- (2) 広告の内容に関する一切の責任は、広告掲載者が負うものとし、第三者からの苦情若しくは被害の申立て又は損害賠償の請求があったときは、広告掲載者自らの責任で解決すること。
- (3) 広告を掲載する権利を譲渡又は転貸しないこと。
- (4) 掲載する広告に関する財産権の権利処理を完了していること。